

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

BCP 資金

災害等発生時の事業継続の観点から防災に資する施設などの整備に取り組む中小企業者を支援します。

対象者

災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方

事業継続力の強化を
バックアップします

融資限度額

直接貸付
7億2千万円

代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち据置期間2年以内)

運転資金
10年以内
(うち据置期間2年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の BCP 資金

ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注3)	融資限度額	融資利率 (注5)	融資期間
<p>(1)自ら策定した BCP など^(注1)に基づき、防災に資する施設などの整備を行う方</p> <p>(2)中小企業等経営強化法に定める大企業者であって、同法に基づき連携事業継続力強化計画の認定（変更認定を含む。）を受けた認定連携事業継続力強化を行う方（認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、同法に定める区域内または地域内に事業所を有しまたは有する事業者と共同で、認定連携事業継続力強化の実施をするものに限る。）^(注2)</p>	<p>(1)に当てはまる方 BCP などに基づき、防災に資する施設などの整備（改善および改修を含む）を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2)に当てはまる方 認定連携事業継続力強化計画に従って事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p>	<p>直接貸付 7億2千万円</p> <p>代理貸付 1億2千万円</p>	<p>(1)に当てはまる方 設備資金 4億円まで 基準利率-0.65% (土地に係る資金を除く^(注4)) ただし、次の資金については4億円までそれぞれに定める利率 (イ)建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修などにかかる資金については基準利率-0.9% (土地に係る資金を除く^(注4)) (ロ)中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画のうち認定（変更認定を含む。）を受けた計画にかかる資金については基準利率-0.9%</p> <p>4億円超 基準利率 運転資金 4億円まで 基準利率-0.4% 4億円超 基準利率</p> <p>(2)に当てはまる方 設備資金 連携事業継続力強化計画のうち認定（変更認定を含む。）を受けた計画にかかる資金については4億円まで基準利率-0.9% 4億円超 基準利率 運転資金 4億円まで 基準利率-0.4% 4億円超 基準利率</p>	<p>設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内)</p> <p>運転資金 10年以内 (うち据置期間2年以内)</p>

(注1) 自然災害の他、感染症またはサイバー攻撃に係る対策の観点から策定され、かつ、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 平成18年2月に中小企業庁が公表した「中小企業BCP策定運用指針」に則り作成した事業継続計画（BCP）および事業継続管理（BCM）。
なお、同指針において作成することが必須とされている事項については、すべて記載する必要があります。
- 中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画のうち認定（変更認定を含む。）を受けた計画。
- 地方公共団体の防災業務計画等に則り、地方公共団体と連携し、防災に資する施設等の整備を行う計画。

(注2) 詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注3) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金および人材確保に必要な資金を含みます。

(注4) 地方公共団体の防災業務計画などに則り、地域と連携したBCPに基づく場合または一定の要件を満たす地域から移転する場合は、土地に係る資金について基準利率-0.65%または基準利率-0.9%の対象となります。

(注5) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

- 直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。
- 代理貸付 日本公庫の代理店の窓口にお申し込みください。



日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

ホームページ

<https://www.jfc.go.jp/>

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
0120-154-505